第二条第二号中「（第十一項を除く。）、第四十二条の四の二」を削り、「第四十二条の十一（第五項を除く。）、第四十二条の十二」の下に「、第四十二条の十二の二」を加え、「第四十二条の十二の二」を削り、「第五十二条の二」の下に「（経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）」を加え、「第二十五項を除き、経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く」に改め、同条第三号中「及び第七項」を「、第九項、第十一項及び第十三項」に、「まで及び第十項」を「まで、第十二項、第十四項及び第十六項」に改め、同条第七号中「第六十条の二」を「第六十一条」に改め、同条第八号を削り、同条第九号を同条第八号とし、同条第十号を同条第九号とし、同条第十一号中「第九項並びに」を削り、「及び第九項の規定」を「の規定」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号を同条第十一号とし、同条第十三号中「第十一項を除く。）、第六十八条の九の二」を削り、「第六十八条の十五の二」の下に「、第六十八条の十五の三」を加え、「第六十八条の十五の三」を削り、「第六十八条の三十一」の下に「、第六十八条の三十三」を、「、第六十八条の四十」の下に「（経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）」を加え、「第二十五項を除く」を「第二十五項を除き、経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十四号中「まで及び第八項」を「まで、第十項、第十二項及び第十四項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十五号を同条第十四号とし、同条第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十九号を削り、同条第二十号を同条第十八号とし、同条第二十一号を同条第十九号とし、同条第二十二号を同条第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一　前各号に掲げるもののほか、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の特例を定めている規定のうち税額又は所得の金額を減少させる規定として財務省令で定める規定

第二条第二十三号から第二十五号までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条第一号の改正規定（「第四十二条、」を「第四十一条の二十二、」に改める部分に限る。）　平成二十七年七月一日

二　第一条第一号の改正規定（「第三十七条の十四の二、第三十七条の十四の三」を「第三十七条の十四の三、第三十七条の十四の四」に改める部分に限る。）　平成二十八年一月一日

三　第一条第一号の改正規定（「第三十七条の十四の二、第三十七条の十四の三」を「第三十七条の十四の三、第三十七条の十四の四」に改める部分及び「第四十二条、」を「第四十一条の二十二、」に改める部分を除く。）、同条第二号の改正規定及び第二条第十一号の改正規定　平成二十八年四月一日

四　第二条第二号の改正規定（「第四十二条の十一（第五項を除く。）、第四十二条の十二」の下に「、第四十二条の十二の二」を加える部分に限る。）及び同条第十三号の改正規定（「第六十八条の十五の二」の下に「、第六十八条の十五の三」を加える部分に限る。）　地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日

五　第二条第三号の改正規定（「及び第七項」を「、第九項、第十一項及び第十三項」に改める部分に限る。）　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　　号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日

六　第二条第三号の改正規定（「及び第七項」を「、第九項、第十一項及び第十三項」に改める部分を除く。）及び同条第十四号の改正規定　電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日

（適用区分）

2　改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令第二条の規定は、法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「新法人税法」という。）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの政令の施行の日以後に終了する事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第五号に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告及び連結法人（新法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十一号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「事業所得の金額」の下に「、山林所得の金額」を加え、同項第二号中「、山林所得の金額」を削り、同条第三項中「おいて」の下に「人格のない社団等」、「法人課税信託」」を加え、「「連結所得」」を削り、「又は「連結子法人」」を「「連結子法人」又は「連結所得」」に、「第二条第三項第三号」を「第二条第三項第一号から第十三号まで、第十四号、第十五号、第十七号」に、「第三十一号、第三十二号、第三十五号又は第三十六号」を「第三十号、第三十一号又は第三十四号から第三十六号まで」に改め、「規定する」の下に「人格のない社団等、法人課税信託」を加え、「、連結所得」を削り、「又は連結子法人」を「、連結子法人又は連結所得」に改める。

第十二条の二第四項第一号中「並びに法第八条第二項の規定、」を「の規定並びに税額計算特例規定（」に改め、「第九十五条」の下に「及び第百六十五条の六」を加え、「規定並びに」を「規定、」に、「第六項まで、第十条の二の二第三項及び第四項」を「第四項まで、第十条の二第三項及び第四項」に、「第十条の五第一項」を「第十条の四第三項、第十条の五第一項から第三項まで」に、「第十条の五の二第三項及び第四項、第十条の五の四第一項、第十条の五の四第五項及び第六項」を「第十条の五の二第三項及び第四項、第十条の五の三第一項、第十条の五の四第五項及び第六項」に、「規定を」を「規定並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第八項において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第十条の四第四項の規定をいう。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）を」に改め、同条第八項中「租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六の五までの規定」を「事業所得税額計算特例規定（租税特別措置法第十条第一項から第四項まで、第十条の二第三項及び第四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十条の四第三項、第十条の五第一項から第三項まで、第十条の五の二第三項及び第四項、第十条の五の三第一項並びに第十条の五の四第五項及び第六項の規定並びに平成二十四年旧効力措置法第十条の四第四項の規定をいう。以下第十二条の三の三までにおいて同じ。）」に、「同令第五条の三第二項、第五条の四第八項、第五条の五第八項、第五条の六第五項、第五条の六の二第六項、第五条の六の三第五項、第五条の六の四第二項及び第五条の六の五第四項」を「租税特別措置法施行令第五条の三第七項」に改め、「「同法」とあるのは「所得税法」と」を削る。